

江差町の観光による持続可能なまちづくり行動指針に係る
調査研究委託 仕様書

1 委託業務名

江差町の観光による持続可能なまちづくり行動指針に係る調査研究業務

2 事業の目的

江差町では、平成27年度に策定した「江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略」におけるアクションプランの中で江差町版DMOの形成・確立を位置付け、平成28年度には、当該アクションプランの達成のため「古くて新しいまち江差 観光戦略書」を策定し、観光を活用した江差エコシステムの再生を進めている。

江差町の観光については、日本遺産認定を受けた歴史ある建造物や祭礼、伝統芸能をはじめ、食文化や自然景観といった様々な資源が存在する。

一方で、江差エコシステム再生にとって効果的な観光情報の受発信や観光商品の造成について、誰に向けて、どういった資源を活用し、どのような内容で展開していくのかが明確になっていない。そのため、投資できる資源が限られた中で、選択と集中の決定が課題となっている。

そこで、今後、江差町版DMOによる江差エコシステム再生に資する様々な取組の実施にあたり、江差町内外の環境分析、およびグローバルな視点からの観光動向分析等を行うとともに、マーケティング調査を実施し、観光まちづくりに関するコンセプトやターゲットの明確化、具体的な行動計画といった行動指針を明らかにするものである。

3 委託期間

契約締結日から平成31年2月末日まで

4 業務内容

委託する業務内容については、江差町において江差エコシステムの再生に資する観光まちづくりを進めるに当たって、以下の各事項の検討等を行うものとする。

なお、調査研究の実施に当たっては、適宜、江差町及び江差町が指定する者と協議の上、取り進めることとする。特に、(1)については、北海道教育大学函館校からの助言のもと、取り進めることとする。

(1) 調査分析について

江差町及び江差町を取り巻く環境について、その現状を把握し、江差エコシステム再生にあたっての課題を抽出するため、社会、経済、自然・文化資源等やグローバルな視点からの観光動向等に関する情報収集、分析を行う。そして、分析結果に基づき、江差エコシステム再生に効果的な観光まちづくりの取り組みの明確化を行う。

実施する調査の具体的例として、地域の経済構造（産業連関等）を把握するための事業所調査、日本遺産等に関連した観光動向を把握するための観光動態（江差町を訪れる観光客がどの地域からどの程度なのか等）に関する調査等が挙げられる。

(2) マーケティング調査について

江差町の日本遺産等の地域資源を用いて観光まちづくりを進めるにあたり、江差町の観光コンセプト、およびターゲットやポジショニングの明確化、さらにはプロモーション・商品・価格・流通戦略を明らかにする。具体的には、何に重点を置き、磨いていくべきか、さらにはどういった商品造成や流通、PRを行うべきかについて、その背景と根拠の明示も含めて、複数の提案を行うものとする。

(3) 行動指針の策定について

(1) 及び(2)の結果を踏まえて、江差町において、行政、民間、DMOといった各主体が、どのような目的のもとで、どのような体制や手段により、どの程度訴求していくべきかについて具体的に検討を行う。また、これに基づき、江差町観光まちづくりの行動指針の策定を行うこと。

(4) 成果の報告

(1)～(3)の成果として、報告書を作成すること。

5 業務計画書の提出

(1) 受託者は、契約締結後速やかに、次の事項を記載した業務計画書を提出すること。

- ① 業務内容及び業務の進め方
- ② 業務工程表
- ③ 業務履行体制及び担当者名簿
- ④ その他委託者が必要とする事項

(2) 前項の記載内容に追加・変更等があった場合は速やかに文書で提出すること。

6 成果品の提出

(1) 4の(4)の報告書を成果品として、正本5部及び電子データ(CD-ROM 等)により提出すること。

(2) 成果品は、A4縦型左綴じ製本とすること。なお、やむを得ずA3サイズを使用する場合は、A4サイズに折り込むこと。

また、電子データは、委託者が編集可能な形式(Microsoft Word または PowerPoint 及び Excel)で作成すること。

7 特記事項

(1) 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) 業務の遂行に当たっては、関係法令及び条例等、本業務委託仕様書及び契約書を遵守するとともに、発注者と連絡調整を密にし、その指示に従うこと。

(3) 業務に必要な資料収集は受託者が行うものとするが、委託者が貸与する資料は、委託者の請求があったとき、又は業務完了時のいずれかの時期までに返却すること。

- (4) 受託者は、委託者から提供を受けた資料及び業務上知り得た事項等を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後においても同様とする。
- (5) 本業務の成果品に係る著作権については、全て委託者に帰属するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者と協議すること。